市街化区域
農転届出

令和７年４月１日から
農地転用届出申請時の
・土地（法人）全部事項証明書
・公図
の添付を省略できます

※仮換地証明書は省略不可

登記情報連携システムを使用し、市が登記情報を確認することで証明書の添付を省略できます。

なお、以下の点にご注意ください。

- あらかじめ登記内容をご自身で確認の上、申請書を作成してください。
- 登記手続き中は連携システムで確認できません。登記申請時に法務局で発行される「受付のお知らせ」のコピーを添付してください。その場合、受理通知書の交付はシステムで登記情報が確認でき次第となるため、交付予定日に交付できない場合があります。
- 受付時にその場で登記情報を照会します。照会には１筆（１社）につき１分程度かかるため、受付に時間を要します。（通知書交付にかかる期間は同じ）

対象となる手続き：

農地調整課で受け付ける届出